

中間検査の対象建築物及び特定工程について

豊中市は、建築基準法第7条の3第1項第2号の規定に基づく特定工程を次のとおり指定しています。

◎対象となる建築物

- ・確認申請書（第三面）の工事種別が新築のものに限る。
- ・敷地内に複数棟新築する場合は主たる建築物が対象となる。
- ・規模は主たる建築物の延べ面積によるものとする。

用途	構造	規模
住宅 (長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿を含む)	全ての構造	延べ面積が 50㎡を超えるもの
住宅以外の建築物	全ての構造	地階を除く階数が3以上
		延べ面積が 300㎡を超えるもの



○基礎工事の特定工程（型式適合認定による建築物等を除く）

構造	規模	特定工程
木造	階数が3以上	基礎の配筋工事
	延べ面積が500㎡を超えるもの	
	高さ13m又は軒高9mを超えるもの	
上記以外の構造	階数が2以上	
	延べ面積が200㎡を超えるもの	

○建方工事の特定工程

構造	規模	特定工程
木造	対象となる 建築物全て	屋根の小屋組の工事
鉄骨造		建方工事
鉄筋コンクリート造		屋根の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないもの については屋根版の取付け工事)
鉄骨鉄筋コンクリート造		
その他の構造		屋根工事

※詳しくは、平成22年豊中市告示第225号（建築基準法第7条の3の規定による中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程の指定について）をご確認ください。

その他ご不明な点は、**建築審査課 建築審査係**まで (TEL) 06-6858-2422